

2 - 2 . 誤記の訂正に関する事例

『事例 1』

類型：実施例の記載から明らかな誤記の訂正

審判番号：平成 8 年審判第 3033 号

特許番号：特許第 1657506 号（特公平 8-19205 号）

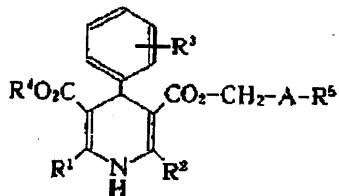
訂正前の明細書

（発明の名称）

降圧剤

（特許請求の範囲）

1 一般式



[式中 R 1 , R 2 および R 4 はそれぞれ低級アルキル基を示す。R 3 は二トロ基又は置換基としてハロゲン原子を 1 ~ 3 個有することのある低級アルキル基を示す。R 5 は水素基を 1 ~ 3 個有することのあるフェニル基を示す。A は不飽和鎖状炭化水素残基を示す。]

で表されるジヒドロピリジン誘導体又はその塩を有効成分とする降圧剤。

（発明の詳細な説明の抜粋）

R 4 は二トロ基又は置換基としてハロゲン原子を 1 ~ 3 個有してもよい低級アルキル基を示す。

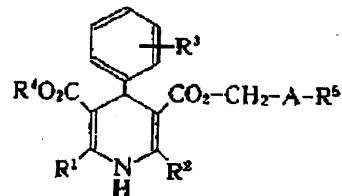
訂正後の明細書

（発明の名称）

降圧剤

（特許請求の範囲）

1 一般式



[式中 R 1 , R 2 および R 4 はそれぞれ低級アルキル基を示す。R 3 は二トロ基又は置換基としてハロゲン原子を 1 ~ 3 個有することのある低級アルキル基を示す。R 5 は水素基を 1 ~ 3 個有することのあるフェニル基を示す。A は不飽和鎖状炭化水素残基を示す。]

で表されるジヒドロピリジン誘導体又はその塩を有効成分とする降圧剤。

（発明の詳細な説明の抜粋）

R 3 は二トロ基又は置換基としてハロゲン原子を 1 ~ 3 個有してもよい低級アルキル基を示す。

【結論】

特許請求の範囲、発明の詳細な説明ともに誤記の訂正である。

【説明】

（特許請求の範囲の訂正について）

明細書第2頁最下行～第3頁5行に、「R5は水酸基を1～3個有することのあるフェニル基を示す。」と記載されており、また明細書の具体的実施例における化合物例をみても、R5は水酸基を1～3個有することのあるフェニル基を示し、R3はニトロ基又は置換基としてハロゲン原子を1～3個有することのある低級アルキル基を示していることは明らかである。したがって、上記特許請求の範囲の訂正は誤記の訂正を目的とするものと認められ、しかも実質上特許請求の範囲を拡張または変更するものとは認められない。

(発明の詳細な説明の訂正について)

特許請求の範囲の記載、および上記具体的実施例の記載からR4はR3の誤記であることは明らかである。したがって、この訂正は誤記の訂正を目的とするものと認められ、またこの訂正は訂正前の明細書に記載した事項の範囲内のものである。